

の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ 仙台市の国民健康保険や宮城県後期高齢者医療に加入している方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、保険医療機関、保険薬局の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担が不要**となります。
(令和2年3月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、仙台市や宮城県後期高齢者医療広域連合から確認が行われることがあります。

※ 市外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。

※ 入院時の食費・居住費、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具などはお支払いいただく必要があります。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診できます。

ご不明な点があればお問い合わせください。

青葉区役所保険年金課	022-225-7211
青葉区宮城総合支所保険年金課	022-392-2111
宮城野区役所保険年金課	022-291-2111
若林区役所保険年金課	022-282-1111
太白区役所保険年金課	022-247-1111
太白区秋保総合支所保健福祉課	022-399-2111
泉区役所保険年金課	022-372-3111